

2. 自立支援医療（公費負担医療）による自己負担が変わります

これまでの障害にかかる公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）が自立支援医療に変わり、医療費の1割が自己負担になります。ただし、世帯の所得水準等に応じて一月あたりの負担に上限額が設定されます。

【月額負担上限額】

一定所得以下		中間所得層		一定所得以上	
生活保護世帯	市民税非課税世帯 本人収入≤80万	市民税非課税世帯 本人収入>80万	市民税課税世帯 所得割<2万	市民税課税世帯 2万≤所得割<20万	市民税課税世帯 20万≤所得割
生活保護 0円	低所得1 2,500円	低所得2 5,000円	中間所得		公費負担の 対象外
			医療保険の自己負担限度額		
			育成医療の経過措置		
			10,000円	40,200円	
高額治療継続者（重度かつ継続）					
			中間所得層1 5,000円	中間所得層2 10,000円	一定所得以上 20,000円

(注)世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ健康保険に加入している家族を同一世帯とします。
また、入院時の食費（標準負担額相当）については、原則自己負担となります。

3. 障害福祉サービスの体系が変わります（平成18年10月から）

【現行サービス】

【新サービス】

居宅サービス

ホームヘルプサービス（身・知・児・精）
デイサービス（身・知・児・精）
ショートステイ（身・知・児・精）
グループホーム（知・精）

ホームヘルプ（居宅介護）
重度訪問介護
行動援護
療養介護
生活介護
児童デイサービス
ショートステイ（短期入所）
重度障害者等包括支援
ケアホーム（共同生活介護）
障害者支援施設での夜間ケア（施設入所支援）
自立訓練
就労移行支援
就労継続支援
グループホーム（共同生活援助）

介護給付

訓練等給付

施設サービス

重症心身障害児施設（児）
療養施設（身）
更生施設（身・知）
授産施設（身・知・精）
福祉工場（身・知・精）
通勤寮（知）
福祉ホーム（身・知・精）
生活訓練施設（精）

※この他、地域生活支援事業として移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム等を制度化

4. 福祉サービスや自立支援医療を受けるための手続きが必要です

利用者負担の見直しの対象となる福祉サービスや公費負担医療制度を現在利用し、4月以降も引き続き利用される方は、自己負担認定のための手続きが必要になります。

福祉サービス及び更生医療を受けている方は市から、精神通院医療及び育成医療を受けている方は保健所から順次書類を郵送してご案内しております。

※福祉サービスを利用されている方の障害程度区分の認定調査等については4月以降に行われます。

詳細については、利用者あて別途ご案内いたします。

◎お問い合わせ 福祉事務所福祉課 ☎62-1113

4月から 障害保健福祉制度が 変わります

障害者の方が地域で安心して暮らせる社会を実現するため、障害者保健福祉サービスは、現行の「支援費等の制度」から「障害者自立支援法」に基づく新しい制度に変わります。

この法律は、障害の種類（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、共通の制度により福祉サービスや公費負担医療を提供するものです。また、制度の安定的な運用を目指し、サービス利用者を含めた皆で支え合う仕組みを取り入れています。

1. 福祉サービスの利用者負担が変わります

利用者負担は、サービス量と所得による負担の仕組みに見直しされ、サービス費用の1割が自己負担になります（定率負担）。また、障害種別で異なる食費・光熱水費等の実費負担も見直しされ、3障害共通した利用者負担の仕組みとなります。

ただし、定率負担、食費・光熱水費等の実費負担それぞれに、低所得の方に配慮した軽減措置が講じられます。

【定率負担にかかる月額負担上限額】

区分	世帯区分(注)	月額負担上限額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得1	市民税非課税世帯で、障害者又は障害児の保護者の収入が年間80万円以下	15,000円
低所得2	市民税非課税世帯で、上記以外	24,600円
一般	市民税課税世帯	37,200円

(注)所得を判定する際の世帯の範囲は、住民基本台帳での世帯が原則ですが、住民票で同じ世帯となっても税制と健康保険で被扶養者でなければ、障害のある方とその配偶者を別世帯の扱いとすることができます。

【社会福祉法人減免】

ホームヘルプサービス、通所サービス、入所施設等(20歳未満)について、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合、収入や資産が一定以下であれば、1つの事業所における上限額は、月額負担上限額の半額となります。

区分	1つの事業所あたりの月額負担上限額
低所得1	7,500円
低所得2	12,300円（通所施設利用の場合7,500円）

【入所施設、グループホーム利用者の個別減免】

入所施設(20歳以上)やグループホームを利用する場合、預貯金等が350万円以下であれば、定率負担の個別減免が行われます。

【食費・光熱水費等の実費負担の軽減】

20歳以上で入所施設を利用する場合、食費・光熱水費等の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が行われます。また、20歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する世帯と同様の負担となるように補足給付が行われます。

通所施設等では、施行後3年間、低所得の場合、食材料費のみの負担となります。